

3 林業経営高度化推進資金の借受資格者は、県内において林業を営む者で、知事が策定した「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想」に示された林業経営の目標に向けて、林業経営の改善を進める計画（以下「林業経営改善計画」という。）を作成し、法第3条第1項の規定による知事の認定を受けたものとする。

第4条本文を次のように改める。

この要項に基づき貸付けを行う貸付資金の種類は、次の各号に掲げるものとし、貸付対象者は、借受資格者のうち、資金の種類ごとに当該各号に掲げるものとする。

第4条に次の1号を加える。

(10) 林業経営高度化推進資金
林業を営む者

別表2に次のように加える。

10 林業経営高度化推進資金		造林に必要な短期又は長期の運転資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等とする。	利率 短期運転資金 年1.50パーセント 長期運転資金 （資金の回収期間が1年を超えるもの） 年1.70パーセント 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （うち据置期間1年以内） 貸付限度額 5千万円 （林野庁長官の定める基準に該当する場合にあっては1億5千万円を超えない範囲内で林野庁長官の承認を受けて別に定める額）
----------------	--	---	---

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。

2 改正後の熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項の規定は、平成15年7月1日以後に指定金融機関が貸し付ける木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前に貸し付けた木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第785号

平成5年12月17日熊本県告示第1031号（熊本県木材産業等高度化推進資金融資制度要項別表2の別に定める地域の指定）を次のように改正する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表球磨川流域地域の項を次のように改める。

球磨川流域	八代市、坂本村、宮原町、東陽村、泉村、水俣市、田浦町、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村の全域
-------	---

熊本県告示第786号

生活保護法（平成25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子